⑷　落札者の決定方法　国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただしＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　技術提案書のヒアリングは必要に応じて行う。

⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口
上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑿　手続における交渉の有無　無

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Contracting Entity : Hiroshi Matsumoto, President, Kyoto University

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for comprehensive research (former Faculty of Engineering Building. No. 10, etc), Kyoto University

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 PM, 13 July, 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 AM, 29 August, 2012

⑹　Contact point for technical and tender documentation : Facilities Contract Section, Planning Division, Facilities management department, Kyoto University, Yoshida-honmachi Sakyo-ku Kyoto-shi 606―8501 Japan TEL 075―753―2308

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場（H24）給油施設㈼新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成24年６月22日

支出負担行為担当官
中国四国防衛局長　辰己　昌良

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　34

１　工事名　岩国飛行場（H24）給油施設㈼新設機械工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　山口県岩国市（米軍岩国基地内）

３　工事概要

・燃料施設新設
上記に係る燃料配管約2,800m、航空機直接給油設備（パンタグラフ２組）及び、地上式燃料タンク（15,000Ｌ）２基等新設工事一式

・燃料ポンプ室新設　鉄筋コンクリート造平屋建て　延面積　約500㎡×１棟
上記に係る付帯機械設備工事　一式

４　工期　平成26年６月30日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成24年６月22日から同年７月12日の行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　平成24年６月22日から同年７月12日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成24年６月22日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成24年７月13日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　装備施設本部長から管工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員は1,100点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から、認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成９年度以降に元請けとして、航空機用燃料配管の新設工事を100m以上施工した実績（１契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。